

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
(株) 増岡組	広島県広島市中区鶴見町4-25	1-002218

注) 業者番号「1-」は国土交通大臣許可業者の有資格者番号を表す。

2 指名停止措置期間

令和5年3月11日 ～ 令和5年9月10日 (6か月)

3 指名停止措置の適用範囲 茨城県が発注する建設工事

4 事実概要

上記の業者の使用人が、広島県が発注した県立高校改修工事に關し、令和5年2月22日、同県職員への贈賄などの容疑で逮捕された。

5 指名停止理由

上記事実は、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成6年7月14日付け監第692号。以下「指名停止等措置要領」という。）別表第2第3号イに該当する。

< 指名停止等措置要領別表第2 >

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 3 次のア、イに掲げる者が茨城県外の他の公共機関の職員に 対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ない で公訴を提起されたとき。 ア (略) イ 使用人	逮捕又は公訴を知った日 から 6か月～9か月

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当

茨城県水戸市笠原町978-6

電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)